

7-1. 地域水ネットワーク再生事業

1) 事業実施要綱

地域水ネットワーク再生事業実施要綱

平成20年4月1日付け19農振第1811号

最終改正 平成21年1月27日付け20農振第1616号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

殿

農林水産事務次官

第1 趣旨

近年の農村地域は、都市化・混住化、畑地転換の増加等に伴う農業用水量の減少、非かんがい期における農業用水の不通、家庭雑排水の流入に伴う水質汚濁等によって、生活環境、自然環境、景観等が減退するとともに、農業者の減少により農業水利施設の維持管理負担が増大しており、この状況は今後更に顕著なものになっていくことが想定される。

このことから、本事業は、地域の生物多様性、水質、景観、生活環境等を保全するとともに、地域住民と農業者が一体となった農業水利施設の維持・保全管理を実現するため、環境用水、消流雪用水、防火用水、冬期湛水（非かんがい期の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。）用水等の用水を取得・再生し、農業用排水路等に通水させ、併せて水質を浄化するための施設整備や用水の利活用に必要な施設整備を実施することにより、農業用水等の更なる質的向上を図るものである。

また、用水の取得・再生については、事例が少ないことから、取得・再生までに必要な情報が不足している状況にあるため、用水の取得・再生等に係る河川協議、地元調整上の課題等を検討、分析し、対処方針の策定等を行うとともに、その成果を整理・標準化し、全国に広く波及させる。

第2 事業内容

本事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

1 用水施設整備等事業

- (1) 別表の1の(1)から(3)までに掲げる調査、調整、施設整備を総合的に行うものとする。
- (2) 別表の1の(4)に掲げる調査、調整を行うものとする。

2 情報分析事業

別表の2に掲げる情報分析を行うものとする。